

ハローワーク大船渡からのお知らせ

【雇用保険失業認定日の取扱いについて】

令和7年2月26日に災害救助法が大船渡市に適用されたことに伴い、ハローワーク大船渡における雇用保険受給者の失業認定日の取扱いは当面の間、以下の通りとなります。

○当該災害により**所定の認定日に来所出来ない場合は、認定日変更の取扱いが可能**です。なお、認定日が過ぎた後に申出があった場合も認定日変更が可能となります。

○失業認定における求職活動実績については、当該災害に伴うやむを得ない理由により失業認定対象期間に実施を予定していた求職活動を行うことができなかったと認められる場合は、行うことができなかった求職活動を実施したものと取り扱うことができます。

○その他、当該災害による雇用保険の手続きについて不明点は、ハローワーク大船渡にご相談をお願いいたします。

ハローワーク大船渡 Tel：0192-27-4165

大船渡公共職業安定所長